

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月10日

【四半期会計期間】 第91期 第1四半期
(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 マックス株式会社

【英訳名】 MAX CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒 沢 光 照

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 東京(03)3669 - 0311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 北 谷 明 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 東京(03)3669 - 0311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 北 谷 明 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第90期 第1四半期連結 累計期間	第91期 第1四半期連結 累計期間	第90期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(百万円)	14,574	17,163	64,029
経常利益	(百万円)	1,461	1,813	6,826
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	1,096	1,323	5,153
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)	1,412	1,347	6,950
純資産額	(百万円)	75,135	77,714	78,696
総資産額	(百万円)	97,385	101,049	102,538
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	22.42	27.74	105.79
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	77.1	76.8	76.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,228	1,103	8,798
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	878	2,189	5,349
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,313	2,353	4,483
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	20,864	18,117	21,421

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は171億6千3百万円で、前年同四半期と比べ25億8千9百万円(17.8%)の増収、営業利益は17億9千1百万円で、前年同四半期と比べ3億5千2百万円(24.5%)の増益、経常利益は18億1千3百万円で、前年同四半期と比べ3億5千1百万円(24.0%)の増益、親会社株主に帰属する四半期純利益は13億2千3百万円で、前年同四半期と比べ2億2千6百万円(20.7%)の増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(a) オフィス機器部門

「国内オフィス事業」は、6月に新製品を発売したチューブマーカ「レタツイン」や表示作成機「ビーポップ(Bepop)」など文字表示機器の販売が増加したことで、増収となりました。

「海外オフィス事業」は、中国でのチューブマーカ「レタツイン」の拡販など文字表示機器の販売が増加したことに加え、東南アジアで文具関連製品の販売にも回復がみられたことで、増収となりました。

「オートステープラ事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅勤務が続くなか、前年第2四半期を底に回復傾向がみられるものの、前年同期比では減収となりました。

この結果、売上高は43億9千6百万円で、前年同四半期と比べ2億3千9百万円(5.8%)の増収、セグメント利益は6億9千1百万円で、前年同四半期と比べ4千1百万円(5.6%)の減益となりました。

(b) インダストリアル機器部門

「国内機工品事業」は、新設住宅着工戸数の回復基調を背景に木造建築物向け工具やその消耗品の販売が増加したことに加え、コンクリート構造物向け工具の販売も鉄筋結束機「ツインタイヤ」の専用消耗品を中心に増加し、増収となりました。

「海外機工品事業」は、鉄筋結束機「ツインタイヤ」などコンクリート構造物向け工具の販売が、欧米の公共工事での需要増により土木市場向けなどで加速しました。また、米国の新設住宅着工戸数の堅調な推移に伴い、木造建築物向け工具の販売も増加しました。

「住環境機器事業」は、主力の浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」の販売が新築住宅市場向け及びリフォーム・リプレースのストック市場向けとともに増加したことにより、増収となりました。

この結果、売上高は120億8千万円で、前年同四半期と比べ22億4千8百万円(22.9%)の増収、セグメント利益は18億1千3百万円で、前年同四半期と比べ4億6千3百万円(34.4%)の増益となりました。

(c) HCR機器部門

HCR機器部門は、前期から継続して営業活動は制限されているものの、介護市場に向けて新製品車いすを切り口に提案活動を進めたことで高付加価値車いすを中心に販売が増加し、増収となりました。

この結果、売上高は6億8千7百万円で、前年同四半期と比べ1億1百万円(17.2%)の増収、セグメント損失は2千万円で、前年同四半期と比べ1百万円の改善となりました。

財政状態の分析

資産の部は、前連結会計年度末に比べ、14億8千9百万円減少し、1,010億4千9百万円となりました。流動資産については、有価証券が5億9千9百万円増加しましたが、現金及び預金が33億4百万円減少したことなどにより、23億8千8百万円減少しました。固定資産については、投資有価証券が7億9千万円減少しましたが、有形固定資産が14億5千6百万円増加したことなどにより、8億9千8百万円増加しました。

負債の部は、前連結会計年度末に比べ、5億7百万円減少し、233億3千5百万円となりました。流動負債については、賞与引当金が9億7千4百万円減少したことなどにより、3億2千5百万円減少しました。固定負債については、退職給付に係る負債が9千8百万円減少したことなどにより、1億8千1百万円減少しました。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ、9億8千2百万円減少し、777億1千4百万円となりました。株主資本は、親会社株主に帰属する四半期純利益が13億2千3百万円ありましたが、配当金の支払22億8千9百万円などがあったため、10億5百万円の減少となりました。

その他の包括利益累計額については、その他有価証券評価差額金が1億8千3百万円減少しましたが、為替換算調整勘定が1億3千2百万円増加したことなどにより、2千5百万円増加しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、現金及び現金同等物の増減額が33億4百万円減少したことにより、181億1千7百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は、11億3百万円となりました。主な増加は税金等調整前四半期純利益が18億6百万円、減価償却費が6億3千3百万円、売上債権の増減額が6億1千5百万円、一方で主な減少は、賞与引当金の増減額が9億7千5百万円、法人税等の支払額が5億5千7百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は、21億8千9百万円となりました。主な減少は、有形固定資産の取得による支出が20億4千5百万円、有価証券及び投資有価証券の取得による支出が6億1百万円、一方で主な増加は、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入が5億円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、23億5千3百万円となりました。主な減少は、配当金の支払額が22億8千8百万円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かは、最終的には、当社株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業

特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。従いまして、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記に記載した会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の3つを柱として、「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人ひとりが事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ピーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスプレイ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(2) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2021年6月29日開催の当社第90回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。

当社は、議決権割合が20%以上の大規模買付行為が行われる場合には、一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、その情報提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じた代替案の策定を行い、公表することとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。しかし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。また本プランが適正に運用され、取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、社外取締役などから構成される特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非等について特別委員会に諮問し、その勧告に原則として従います。

本プランの有効期間は、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。なお、有効期間満了前であっても当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合や当社取締役会において本プランを廃止する旨の

決議が行われた場合はその時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの内容の詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

https://www.max-ltd.co.jp/topic_file/ir2021051302.pdf

本プランが、会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記 . に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日より適用しております「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1 - 5 いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する公的な指針及び実務・議論等を踏まえて設計されており、かつ、本プランの継続につきましては、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うこととしております。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は7億5千4百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	145,983,000
計	145,983,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,937,426	47,937,426	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	47,937,426	47,937,426		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月30日		47,937,426		12,367		10,517

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 234,400		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,658,600	476,586	同上
単元未満株式	普通株式 44,426		同上
発行済株式総数	47,937,426		
総株主の議決権		476,586	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

2 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) マックス株式会社	東京都中央区日本橋箱崎 町6番6号	234,400		234,400	0.49
計		234,400		234,400	0.49

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,421	18,117
受取手形及び売掛金	12,628	12,032
有価証券	3,908	4,507
商品及び製品	6,616	6,943
仕掛品	798	841
原材料	1,090	1,191
その他	785	1,226
貸倒引当金	1	2
流動資産合計	47,246	44,858
固定資産		
有形固定資産	22,727	24,184
無形固定資産	332	362
投資その他の資産		
投資有価証券	27,589	26,799
その他	4,651	4,854
貸倒引当金	9	9
投資その他の資産合計	32,231	31,644
固定資産合計	55,292	56,191
資産合計	102,538	101,049
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,561	3,547
短期借入金	1,850	1,850
未払法人税等	565	647
賞与引当金	1,834	860
役員賞与引当金	58	13
製品保証引当金	68	121
その他	3,862	4,435
流動負債合計	11,800	11,475
固定負債		
長期借入金	150	150
製品保証引当金	13	12
退職給付に係る負債	10,789	10,691
資産除去債務	41	41
その他	1,046	964
固定負債合計	12,041	11,860
負債合計	23,842	23,335

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,367	12,367
資本剰余金	10,517	10,517
利益剰余金	55,872	54,866
自己株式	373	374
株主資本合計	78,384	77,378
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,259	1,075
土地再評価差額金	339	339
為替換算調整勘定	236	368
退職給付に係る調整累計額	940	864
その他の包括利益累計額合計	215	240
非支配株主持分	97	95
純資産合計	78,696	77,714
負債純資産合計	102,538	101,049

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	14,574	17,163
売上原価	8,343	9,943
売上総利益	6,231	7,220
販売費及び一般管理費		
給料	1,407	1,472
賞与引当金繰入額	447	506
役員賞与引当金繰入額	10	13
退職給付費用	276	186
荷造及び発送費	578	908
販売促進費	199	223
減価償却費	182	205
その他	1,688	1,912
販売費及び一般管理費合計	4,791	5,428
営業利益	1,439	1,791
営業外収益		
受取利息	20	13
受取配当金	47	42
その他	21	48
営業外収益合計	89	104
営業外費用		
支払利息	10	17
租税公課	2	6
為替差損	49	50
その他	4	8
営業外費用合計	66	83
経常利益	1,461	1,813
特別利益		
固定資産売却益	-	1
過年度関税還付額	59	-
特別利益合計	59	1
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産廃棄損	4	8
特別損失合計	4	8
税金等調整前四半期純利益	1,516	1,806
法人税等	422	484
四半期純利益	1,093	1,322
非支配株主に帰属する四半期純損失()	3	1
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,096	1,323

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	1,093	1,322
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	159	183
為替換算調整勘定	2	131
退職給付に係る調整額	162	76
その他の包括利益合計	318	24
四半期包括利益	1,412	1,347
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,416	1,348
非支配株主に係る四半期包括利益	3	1

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,516	1,806
減価償却費	621	633
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	1
賞与引当金の増減額(は減少)	944	975
役員賞与引当金の増減額(は減少)	33	44
製品保証引当金の増減額(は減少)	5	3
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	123	11
受取利息及び受取配当金	68	56
支払利息	10	17
為替差損益(は益)	26	15
固定資産廃棄損	4	8
固定資産売却損益(は益)	-	1
過年度関税還付額	59	-
従業員預り金の増減額(は減少)	374	420
売上債権の増減額(は増加)	2,207	615
棚卸資産の増減額(は増加)	643	446
仕入債務の増減額(は減少)	300	17
未払消費税等の増減額(は減少)	154	107
その他の資産の増減額(は増加)	163	398
その他の負債の増減額(は減少)	10	134
小計	2,468	1,613
利息及び配当金の受取額	82	66
利息の支払額	13	19
法人税等の支払額	368	557
過年度関税の還付額	59	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,228	1,103
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	0	601
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	500	500
有形固定資産の取得による支出	1,348	2,045
有形固定資産の売却による収入	-	1
無形固定資産の取得による支出	48	53
貸付けによる支出	0	0
貸付金の回収による収入	19	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	878	2,189

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	2,248	2,288
リース債務の返済による支出	65	64
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,313	2,353
現金及び現金同等物に係る換算差額	32	135
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	996	3,304
現金及び現金同等物の期首残高	21,849	21,421
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	11	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	20,864	18,117

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更が、利益剰余金の当期首残高、当第1四半期連結累計期間の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	
税金費用の計算	
税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び輸出手形割引高

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
受取手形割引高	275百万円	378百万円
輸出手形割引高	2	0

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金	20,864百万円	18,117百万円
現金及び現金同等物	20,864百万円	18,117百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,249	46	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,289	48	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	合計
	オフィス機器	インダストリアル機器	HCR機器		
売上高					
外部顧客への売上高	4,156	9,831	586		14,574
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	4,156	9,831	586		14,574
セグメント利益又は損失()	732	1,349	22	620	1,439

(注) 1. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント利益の調整額 620百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 620百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	合計
	オフィス機器	インダストリアル機器	HCR機器		
売上高					
外部顧客への売上高	4,396	12,080	687		17,163
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	4,396	12,080	687		17,163
セグメント利益又は損失()	691	1,813	20	692	1,791

(注) 1. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント利益の調整額 692百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 692百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

当社グループの売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを地域別及び収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	オフィス機器	インダストリアル機器	H C R 機器	
地域別				
日本	2,441	6,847	657	9,946
アジア	1,495	225	29	1,749
ヨーロッパ・豪州	376	2,320		2,696
北米・中南米	83	2,687		2,770
外部顧客への売上高	4,396	12,080	687	17,163
財又はサービスの移転時期				
一時点	4,396	12,080	687	17,163
一定の期間				
外部顧客への売上高	4,396	12,080	687	17,163

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	22円42銭	27円74銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,096	1,323
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,096	1,323
普通株式の期中平均株式数(株)	48,907,152	47,702,860

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 8月10日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 男 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筑 紫 徹 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー

手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。